

## 役員候補者推薦に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下、「本学会」という。）の定款に定める役員である理事及び監事の候補者を公正に推薦するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員推薦・選任方法)

第 2 条 「役員候補者推薦委員会」を設置して役員候補者を推薦する。

2. 前項の「役員候補者推薦委員会」で推薦した候補者は、理事会で承認を受け、総会に提案され、ここで承認を受けて、本人の承諾を得て、本学会が指定する日から就任する。

3. 役員候補者は、総会で承認を受けた後、速やかに就任承諾書を提出する。

### (役員候補者推薦委員会の構成)

第 3 条 「役員候補者推薦委員会」の構成は、会長、および常任理事（副会長を含む）をもって構成する。

### (役員候補者推薦委員会の運営)

第 4 条 「役員候補者推薦委員会」は会長が招集して、会長が指名する者を議長とし、原則として 1 年に 1 回以上開催する。

2. 「役員候補者推薦委員会」には、会長が必要と思われる者の出席を求めることができる。

### (理事候補推薦基準)

第 5 条 理事候補は、定款第 21 条に準じ、総会に提案される前に正会員であることを条件とする

2. 理事候補は、エレクトロニクス実装の関連分野において秀でた学術的あるいは技術的な業績をなした者で、かつ本学会の活動や運営において貢献が認められる者を推薦する。

3. 理事候補は、継続任期の理事を含めて、出身母体である企業と大学・研究機関、産学の比率、専門性あるいは所属する地域などのバランスを勘案して推薦されるものとする。

### (監事候補推薦基準)

第 5 条 監事候補は、定款第 21 条に準じ、正会員の中から選任することを原則とする。但し、特に必要があると認められる場合は、継続任期の監事を含め 1 人を限度として、正会員以外の者を候補者として推薦することができる。

2. 監事候補は、本学会の活動や運営に熟知している者を推薦する。

3. 監事候補は、継続任期の監事を含めて産業界および大学・研究機関の双方の出身者で構成できることを勘案して推薦されるものとする。

(役員任期)

第6条 役員任期は定款第24条に準じ2年(1期)とし、毎年役員約半数が交代するよう推薦することを原則とする。

2. 任期を終了した役員は、1年以上の期間を経た後に再任の推薦をすることができる。
3. 連続した再任の推薦は原則として行わないこととする。ただし、本学会運営上特に必要と認められる場合は、任期終了後に連続して再任推薦ができる。
4. 連続して再任推薦をする役員は、改選役員数の半数までとする。
5. 連続して再任推薦をする役員任期は、2年までとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会での決議を経て行う。

附 則

1. この規則は、移行認可を受け移行の登記をした日から施行する。